

## 受診までの手続きは？

令和2年度より、協会けんぽへの申込み手続きは不要となりました。

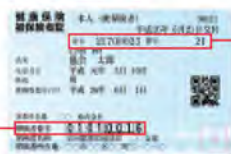
以下の手順で受診していただくようお願いいたします。ご不明な点は協会けんぽのホームページでご確認いただくか、予約された健診機関までお問い合わせください。

### 1 受診を希望する健診機関に予約する



協会けんぽの生活習慣病予防健診の予約をしたいのですが。  
受診希望日は〇月〇日です。

予約の際に伝えることは…



記号および番号

保険者番号

- 氏名 ●連絡先 ●住所 ●生年月日および性別
- 保険証の保険者番号
- 保険証の記号および番号
- 健診受診希望日

### 2 健診を受ける

受診当日は、保険証を必ず持参してください。また、健診機関からの案内や検便の検査容器などがある場合はそちらも忘れずに。



## こんなときどうしたらいい？

**Q** 35歳未満の加入者は、生活習慣病予防健診の一般健診を受診できますか？

**A** 協会けんぽからの補助を受けて受診することはできません。ただし、20歳から38歳の偶数年齢にあたる女性の被保険者は、子宮頸がん検診(単独)を受診できます。

※35歳未満の方は、事業主が実施する定期健康診断を受診することになります。

### <事業主・健診ご担当者様へ>

**Q** 対象者一覧に印字されていない場合、受診対象に該当する被保険者(本人)であれば受診できますか？

**A** 受診できます。印字されていない方で受診対象に該当するかどうかは、左ページにてご確認ください。また、協会けんぽホームページの情報提供サービスから対象者一覧をダウンロードすることでも確認できます。

**Q** 一般健診の中で受けたくない検査があるのですが、その検査だけ受診しなくてもいいですか？

**A** 生活習慣病予防健診の一般健診項目は、どの検査項目も生活習慣病の予防に必要であるため、すべて受診していただくようになっています。体調不良等の理由で受けられない検査がある場合は、健診機関(医師)へご相談ください。